

子育て支援

子育て支援センター

未就園児やその保護者などを対象に、育児に関する相談や、情報提供の場・親子交流の場として利用できる施設です。

- ・開成町駅前子育て支援センター あじさいっこ
吉田島 4319-1 小田急開成駅前ビル3階
ぶらっと・かいせい内 TEL 20-9720

一時保育

利用時間は月～金曜日の8時から17時までです。利用するためには、事前登録が必要です。

●一時保育

緊急な出来事や一時的な事情により、家庭で保育ができなくなった子ども（1歳児から就学前）をお預かりします。

- ・酒田保育園 TEL 82-1222
- ・酒田みずのべ保育園 TEL 85-0305

子どものための教育・保育給付

認可保育所、幼稚園（新制度移行園）、認定こども園、小規模保育事業などの利用を希望する場合、就労状況に応じた「子どものための教育・保育給付」の認定を受け、その認定に応じて、施設を利用することになります。

認定区分	事由	主な利用先
1号認定 教育標準時間 認定	満3歳以上で幼稚園等を希望	幼稚園 認定こども園（教育）
2号認定 保育認定	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等の利用を希望	保育所 認定こども園（保育）

3号認定 保育認定	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等の利用を希望	保育所 認定こども園（保育）
--------------	-----------------------------------	-------------------

○認可保育所、認定こども園（保育）、小規模保育事業
保護者の就労等により日中保育ができない場合に利用することができます。要件により認可保育所等を利用できる期間は異なります。

認可保育所等の利用を希望する場合は、保育認定と保育所等利用申請が必要です。町内には4つの施設があります。また、町外から転入し、引き続き保育所等利用を希望する場合も申請が必要です。

(申請時期)

- ・4月入園の場合 前年の10月～11月頃に申請（広報等でおしらせ）
- ・5月以降の入園の場合 入園希望月の前々月の開庁日の末日までに申請

(町内の認可保育所)

- ・酒田保育園 円通寺55-1 TEL 82-2277
- ・酒田保育園上島分園 吉田島2868-1 TEL 85-3088（0歳～2歳児）
- ・酒田みずのべ保育園 吉田島4198 TEL 85-0305
- ・酒田みなみの保育園 みなみ二丁目5-1 TEL 83-3730



～ここは命が輝くところ 命の大切さを学ぶところ～

社会福祉法人 はぐくみ福祉会



酒田保育園 上島分園



酒田みずのべ保育園



酒田みなみの保育園

SCC 学童保育所サンチャイルドクラブ

<http://www.kidslink.jp/sakatahoikuen/>

子育てのための施設等利用給付

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い「子どものための教育・保育給付」以外の保育サービスの利用料に対する給付制度が創設されました。給付を受けるためには申請が必要です。

認定区分	事由	主な利用先
1号認定	満3歳以上で、幼稚園(私学助成園)での教育を受ける場合	私立幼稚園 (私学助成園)
2号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当する場合	幼稚園や認定こども園の預かり保育 認可外保育施設等
3号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある住民税非課税の子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当する場合	幼稚園や認定こども園の預かり保育 認可外保育施設等

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業、病児保育等です。

※保育所、認定こども園(保育)、企業主導型保育、地域型保育(小規模保育事業など)を利用している場合は「子育てのための施設等利用給付」の認定は受けられません。

※特別支援学校(幼稚部)を利用する場合は、直接学校教育課へお問い合わせください。

(申請方法)

区分		入所申込	施設等利用給付の認定申請	施設等利用給付の請求方法
幼稚園(私学助成園)	基本利用料	直接施設に申請	園経由で町に請求申請	なし
	預かり保育・その他制度利用		園経由で町に請求申請	町に認定申請
幼稚園(新制度幼稚園) 認定こども園(教育)	預かり保育・ その他制度利用		町に認定申請	町に認定申請

病児保育(病児保育室ピーターパン)

病気中で集団保育が困難な場合、家庭に代わって専用の保育室で保育士等がお預かりし、児童にとって無理のない環境で保育します。

対象は生後4か月～小学校3年生までの児童で、利用にあたっては事前に子育て健康課に登録が必要です。

・病児保育室ピーターパン

みなみ5丁目4-17サウスポート内 TEL 85-3223



ファミリー・サポート・センター

子どもを預けたい方(おねがい会員)と預かることができる方(まかせて会員:研修受講者)を登録し、アドバイザーが会員間の紹介、調整をします。

預かり対象は生後3か月から小学校6年生までの子どもです。

預かり時間は利用日、時間によって異なります。利用にあたっては事前に開成町ファミリー・サポート・センター事務局に登録が必要です。

・開成町ファミリー・サポート・センター

吉田島4319-1 小田急開成駅前ビル3階 ぱらっと・かいせい内 TEL 20-9699

学童保育

学童保育は、昼間就労等により保護者が日中家庭にいない子どものための生活の場です。小学校1年生～4年生をお預かりします。利用にあたっては、子育て健康課への申請が必要です。

・サンチャイルドクラブ第一学童 円通寺 49

・サンチャイルドクラブ第二学童 牛島 396-1 南部コミュニティセンター内

・サンチャイルドクラブ第三学童 みなみ二丁目 2-2 開成南小学校内

・サンチャイルドクラブ第四学童 延沢 625 開成小学校内

手当

医療費助成

児童手当

中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。手当の支給は、申請のあった翌月からになります。ただし、所得制限があり、受給には申請が必要です。

児童扶養手当

18歳未満(中程度以上の障害がある場合は20歳未満)の子どもを養育しているひとり親家庭の父または母などに支給されます。ただし、所得制限があり、受給には申請が必要です。

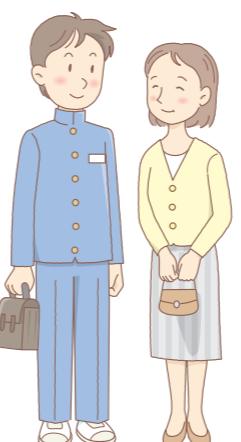
詳しくは子育て健康課へお問い合わせください。

小児医療費助成

健康保険に加入している町内在住の子どもの医療費のうち、入院と通院(中学校卒業まで)に要した保険適用分の医療費を助成します。医療証が使えなかった場合などは、かかった医療費の領収書をお持ちいただき申請をすることで、助成を受けることができます。子どもが3歳以上の場合は、所得制限があります。医療証の発行は申請が必要です。

ひとり親家庭等医療費助成

18歳未満(中程度以上の障害がある場合は20歳未満)の子どもを扶養しているひとり親家庭などが、入院と通院に要した保険適用分の医療費を助成します。医療証が使えなかった場合などは、かかった医療費の領収書をお持ちいただき申請をすることで、助成を受けることができます。ただし、所得制限があり、受給には申請が必要です。



保育所モナミ
園児・提携企業随時募集中!!

少人数保育という選択。

企業主導型保育事業
こども園 開成町 延沢736

TEL/FAX: 0465-83-4253
 小規模保育事業 ○保育所モナミ葵原園 小田原市成田794-2 小田原市蓮正寺103-5
○保育所モナミ蓮正寺園 小田原市成田794-2 小田原市蓮正寺103-5
○保育所モナミ和田河原園 小足柄市和田河原440-1
TEL:0465-44-4600 TEL:0465-46-8554